

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、同日付けでB会社（以下「会社」という。）に出向し、当初は会社C事業所（以下「C事業所」という。）、平成〇年〇月〇日からはD所在の会社E営業所（以下「E営業所」という。）において、配車業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、C事業所勤務当初から、トラブルが続出し、時間外労働時間が月200時間に及ぶこともあった上、本来は必須である基礎講習を受講できないまま、運行管理業務に従事させられ、ドライバーのミスなどについて理不尽な叱責を受けることもあり、うつ状態になったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し「うつ状態」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』（以下「本件疾病」という。）を発病した。」旨意見している。当審査会としても、請求人の症状経過等から、専門部会の意見は妥当なもの判断する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。
- (4) 評価期間における「特別な出来事以外の出来事」としては、平成〇年〇月の人事面談の結果、請求人の職務等級が下がったことに関して、請求人が上司に不服を述べたという事実が認められる。

当審査会において、同出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討したが、決定書理由に説示するとおり、請求人に係る人事評価の方法及び内容が著しく妥当性を欠くものとはいえず、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) なお、請求人は、平成〇年〇月頃から同年〇月末頃までには精神障害を発病していた旨主張しているところ、G医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人が「平成〇年〇月〇日にうつ状態を発病した。」と記載している。

しかしながら、同医師作成の診療録を精査すると、同時期に請求人が何らかの精神症状を訴えていたことを裏付ける記録は見受けられず、むしろ、「当初は新規事業の立ち上げのため目標を持っての入社であり、それはそれで軌道に乗っていた」との記録が認められ、さらに、同医師による平成〇年〇月〇日付け傷病手当申請書には、本件疾病の発病時期について平成〇年〇月〇日頃であると記載されていることからみて、同医師が、上記のように本件疾病発病時期について改めて「平成〇年〇月〇日」とした理由は、長時間労働であった時期を捉えた請求人の主張に呼応したものと判断せざるを得ない。

よって、請求人の同主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。